

令和4年10月1日より初・再診時の 選定療養費の適用対象が変わります

国が構想する医療の機能分担をすすめる観点から、特定機能病院である福井大学病院は、外来診療の際には、他の医療機関からの紹介を受けていただくことを原則としており、紹介によらず直接来院された場合は、選定療養費を別途ご負担いただいております。

上記を更に推進する観点から、令和4年度診療報酬改定で、国が適用対象の変更と最低料金の引き上げを決めたことに伴い、令和4年10月1日より以下のとおり変更いたします。
(選定療養費とは、患者さんが選択することで発生する費用です。)

初診の方

- ・他の医療機関からの紹介状を持参されず直接来院された場合

医科 7,700 円， 歯科 5,500 円

再診の方

- ・他の医療機関への紹介を行ったのち、当該医療機関からの紹介状を持参されず受診された場合

医科 3,300 円， 歯科 2,090 円（受診ごと）

初診のうち、次にあたる場合は選定療養費のご負担はありません。

再診でも①、②、⑤、⑥、⑧にあたる場合は選定療養費のご負担はありませんが、②の場合には予約がある診療科への受診に限ります。

- ① 他の医療機関からの紹介状を持参された場合
- ② 継続して当院を受診中の（予約がある）場合
- ③ 当院の他科（歯科を除く）を受診中の場合（診療科間で紹介がある場合に限ります）
- ④ 特定健診，がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ⑤ 救急医療事業（救急輪番・小児救急輪番），周産期事業等における休日夜間受診した場合
- ⑥ 外来受診後そのまま入院となった場合
- ⑦ 当院の治験に協力していただいている場合
- ⑧ 災害により被害を受けられた場合